別紙2

令和５年５月26日

13. 全技連マイスター会　役員報酬規程(案)

(目的)

第1条　この規程は全技連マイスター会(以下「本会」という。)定款第 18 条に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条　本会定款第14条により選任された員外理事に役員報酬を支給することができる。ただし、本会から給料を支給されている者には支給しない。

２　役員報酬の額は、各員外理事に年額 500,000 円以内とする。

第3条　前条の報酬は、原則として毎月支払うものとする。

(規程の改廃)

第4条　この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

付　則

(施行期日)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。